

大阪大学箕面地区教職員組合

2023 年度 総会議案書

日時:2024 年 8 月 8 日(木)18 時～
場所:箕面キャンパス 2F 学術交流室

目 次

2022 年度のふりかえりと 2023 年度への申送り

1. 大学との交渉協議

- (1)教員の 64 歳、65 歳の教員のボーナスカットの不利益変更について
- (2)非常勤職員の雇止めの問題について
- (3)非常勤講師の雇止めと公募の問題について
- (4)三六協定協議について

2. その他の取り組み

- (1) 歓送会
- (2) レクリエーション
- (3) 他の組合との情報交換

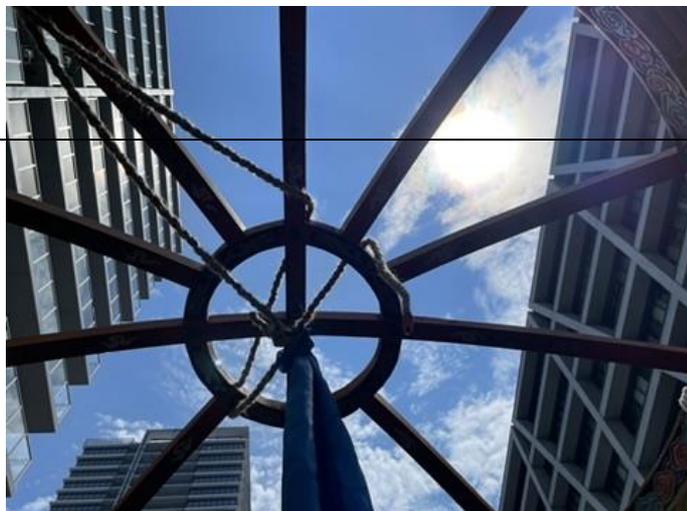
第1号議案 組合費の割引

第2号議案 来年度の活動方針

第3号議案 今年度の決算報告と来年度の予算案

資料

総会のあと、
近くで懇親会を予定しています。



ご あ い さ つ

2022年2月に始まった露ウ戦争は終結の見込みが立たず、2023年10月にハマスがイスラエルに向けてミサイルを発射したことをきっかけに始まったパレスチナ・イスラエル戦争はイスラエルによるジェノサイドと化し、世界中で戦争を止めるよう余儀をかけているが止まらない。。この戦争で亡くなったアスリートは342人、セーヌ川を通る船に乗ってパリオリンピックに入場した選手はわずか15人であったと言う。人の命と人権を踏み躪る戦争は、それによって利益を蓄える資本がところを変え、時期を変え、繰り返し仕掛けを作ってきたもので、民衆はそれに繰り返し乗せられ、騙され、巻き込まれ、戦場の加害者と被害者にされてきた。戦場から遠くにいても、すぐ近くにいても、私たちは自分の教育と研究が、軍事に加担しないよう細心の注意を払わなければならない時代に生き、私たちの労働である学問の成果は、人類の平和にのみ貢献するものであることを胸に刻み、常にお互いに確認しなければならない。私たち箕面組合は、世界の市民と連帯し、世界的諸課題に取り組む場を用意することを任務だと考え、組合労働憲章¹の6条を作った。これが作文にならないよう、ますます意識し、声をあげ、活動していかなければならないと思います。

一方、日常の業務は忙しくなる一方です。3月末に地下鉄御堂筋線の箕面船場阪大前駅が営業を始め、図書館の利用者が増え、箕面キャンパスビルの会場の利用が増え、盗難や不審者の目撃が増えている。キャンパスの安全を守るために、職員の労働は増えている。2023年4月に非常勤講師の雇い止めが行われ、それに伴って非常勤講師を公募することになり、教務事務が増えています。非常勤講師の無期転換権を行使させないために、10年(5年)雇い止めをする大阪大学は、非常勤講師に提訴されるに至り、闘争の場を法廷に移しています。私たちは引き続き、大阪大学教職員組合とともに、関西圏大学非常勤講師組合と協力し、この問題を解決していきたいと思います。同じように、非常勤職員の雇い止め問題にも取り組んでいきたいと思っています。忙しいことを理由にせず、組合員が集える場を作る一年にしたいと思いません。ぜひ、皆さんも、一緒に、考えてください。

2023年度執行委員一同

¹ 大阪外国語大学教職員組合 労働憲章 <http://www.union-oufs.jp/archives/common/rodo-kensho.htm>

《2023 年度役員》

執行委員長 原真由子/今岡良子(4月から交代)

副執行委員長 今岡良子/(4月から不在)

書記長 岡本真理

会計 藤原克美

レクリエーション担当 依田純和、大辺理恵

会計監査 石黒暢、齋藤康則

2023 年度のふりかえりと 2024 年度への申送り

1. 大学との交渉協議

(1)教員の 64 歳、65 歳の教員のボーナスを3分の1にカットする不利益変更について

10 月 19 日に阪大組合の副委員長で、箕面組合の組合員でもある北泊謙太郎さんと一緒に、箕面組合の顧問弁護士在間法律事務所を訪ねて、在間秀和弁護士、佐伯良祐弁護士に相談しました。

両弁護士からのアドバイス

元外大継承教員については、不利益変更であることを大学も認めているので、合併以降の労働条件合理的な理由なしに不利益変更するな、と言えるのではないかと。

それには、人事院勧告を基準に、これまで賞与を出してきたという慣行を破って、64 歳と 65 歳になった教員だけ、賞与を 3 分の 1 にすることは不合理である。

◆

すでに阪大継承教員については、不利益変更とは言えない。

64 歳と 65 歳になった教員だけ、賞与を 3 分の 1 にすることはしてきたが、これまで 63 歳が定年であった教員は、継続して、同じ仕事をして、64、65 歳を迎えるので（再雇用ではない）、突然、契約を変えることに問題がある、という理屈を立てることができる。

この件は、ストライキを打つか、法廷闘争をするか、それぐらい本気で闘わない限り、大阪大学は交渉だけで改めることはないでしょう。もし、提訴して闘う場合は、被害にあう当事者がまず提訴し、組合から闘争資金を支出してバックアップし、全国大学高専教職員組合(全大教)²のネットワークを通じて全国の大学の応援を得て法廷で闘うことになります。顧問弁護士からは、泣き寝入りしないために、法廷闘争する意義はある、という回答を得ました。相談したいことのある方は、在間弁護士事務所と一緒にいきましょう。

職員に関しても、63歳から65歳に定年が伸び、すでに63歳で定年になり、再雇用で、給与が7割、地域手当などが付かずに、実感として5割の賃金になった人がいる一方、定年が伸びる職員もいて、この労働条件の格差の問題については、大学は説明しない。これは、団体交渉で明らかにする必要があります。

(2) 非常勤職員の雇止めの問題について

今年度は取り組めませんでした。年末に、離任の挨拶のメールを受け取る度に、忸怩たる思いがします。一方、非常勤職員の組合員加入を進め、当事者とともに、この問題を闘って勝ち取りたいと思います。

(3) 非常勤講師の雇止めと公募の問題について

今年度、非常勤講師の組合加入があり、箕面組合として、重要な課題として取り組んできました。この10年(5年)雇止めの問題、クーリングの脱法性について、よくわからない非常勤講師の方が多いです。よくわからないというのは当然で、他の大学では労働法の主旨を尊重した人事労務が行われていて、大阪大学のしていることがおかしいから、理解が難しく、また、クーリングですら受け入れざるを得ない方にとっては疑問を口ににくい状況にあります。そのような立場で、労働者の権利を奪われることのないよう、情報共有をしていく必要があります。今年度は、関西圏大学非常勤講師組合のニュースをメールボックスに配布しました。

3月6日、大学の使用者側と全地区の過半数代表者が揃い、36協定の協議を行った時、非常勤講師の雇止めの問題についても話し合い、あらためて別の日程で、団体交渉をすることになりました。豊中地区は、非常勤講師の過半数代表者を選出しているので、非常勤講師自ら、労務担当理事と雇止めの問題について協議することができました。これは、大きな一歩です。(非常勤講師組合単独で団体交渉を申し入れ

² 箕面組合は、全大教に加盟し、組合費の一部を上納しています。

ると、理事は出席しないことが慣例になっています。)箕面地区でも、非常勤講師の過半数代表を選ぶことができていないため、検討していく必要があります。

3月28日、関西圏大学非常勤講師組合と阪大組合と箕面組合が共同で、雇止め問題で団体交渉を行いました。

昨年度の総会議案書に

大学の主張は以下のようなもので、議論はかみ合わないまま終了しました。

1. 2022年度末での非常勤講師10年雇止め撤回と、5年上限既定の撤廃については、「約束できないものは約束しない」のでおこなわない
2. 非常勤講師の無期転換要求については、委嘱契約の期間は労働契約法の通算期間にあらず、該当者はいない

と書きましたが、大阪大学は全く成長することなく、同じ言葉を繰り返しています。

大学の中での交渉には限界があり、現在、2つの裁判が大阪地裁で行われています。1つは、外国人の非常勤講師によるもの、2つ目は、外国語学部の非常勤講師を含む4人の非常勤講師によるものです。法廷闘争には箕面組合、阪大組合からも傍聴に行き、学生、卒業生、近畿の大学、全大教からも、非常勤講師を応援する傍聴者がたくさん詰めかけています。

2つ目の「無期雇用契約者としての地位確認と雇止めの無効を求める集団提訴」は、第1回が2023年3月16日、第2回5月11日、第3回7月3日、第4回9月11日、第5回11月6日、第6回12月20日、第7回2024年2月14日、第8回4月25日に行われ、第9回6月27日に原告と被告の両方から証人尋問が行われ、第10回の9月18日には結審が出る見込みです。

6月27日は、午前被告側、午後原告側の証人尋問が行われましたが、一時的に座れない人があられるほど傍聴の方がいました。被告に対する尋問の中で最も衝撃的だったのは次の場面です。大学は、KOANでは昔から成績管理に専任教員が割り振られていた、そして、これは通常私たちが目にしない画面で確認できると主張したのです。初めて聞く話で、恐らく事実ではないと思います。さらに、仮にあったとしても、教員にその存在は知らされたことはないと思いますが、それを教員も知っていたはずだということです。傍聴席にいた私は、裁判官の目に留まることを祈りながら、思いっきり首を振り続けました。午後は所用で短時間しか傍聴できません

んでしたが、ほとんど聞くことが無いのでしょうか、大学側の弁護士はあまり本質的でない質問をして時間をつぶしていました。

非常勤講師は以前から労働者であったという、まっとうな判断がされることを願っています。9月18日、注目です。(藤原克美)

私たち箕面地区の教員は、非常勤講師の助力により、なんとかカリキュラムを維持して来ました。また、外大と阪大が統合する時、2006年3月に外大と阪大の学長が合意書を締結しました。その3つ目に「専攻語教育に必要な非常勤講師は確保するように務める。ただし、外国語学部の非常勤講師総数については教育の負担割合を勘案して見直し³を行うものとする。」と合意しています。外国語学部の教育の特殊性を尊重し、中央経費として非常勤講師を雇用し、教育の質の維持を図ることが約束されました。(資料参照)非常勤講師の労働条件は、私たち教員の労働条件に直結します。また、専攻語によっては、公募という事務手続きが形骸化し、不要で、負担の多いものになっているところがあります。人文学研究科の中で言文専攻も、文学専攻も、また、人間科学研究科も非常勤講師の公募を行なっていません。非常勤講師の公募は、外国語学部の教授会の決定で進めてきたことであり、それが重荷になっている専攻語では取りやめることを部局で交渉していく必要があります。

日本語日本文化教育センターの非常勤講師から過半数代表者に対して相談があり、関西圏大学非常勤講師組合とも打ち合わせをし、2月15日に部局での話し合いの場を作り、委員長と副委員長がオブザーバーとして参加しました。外国語学部では、半年のクーリング期間を置き、その非常勤講師の担当授業を半期に2つ配置して、授業を担当していただくことが多いですが、一年後に受験を控えた留学生の授業をそのようにまとめてしまうことは不可能です。クーリングごとにカリキュラムの編成をしなければならない困難な状況をあらためて知ることになりました。やはり、半年間クーリング期間を置いて、その後雇い続けるという脱法行為は、教育の場に適さず、結

³ 「見直し」とは、一般教養、夜間主や国際文化学科の廃止に伴い、外国語学部のカリキュラムの見直しを行った際、非常勤講師担当授業も見直し、教授会で確認しました。それ以降も、運営費交付金の削減とともに、非常勤講師担当の授業数は減らしてきました。

局、弱い者に皺寄せがいくことが明らかになりました。早急に、雇止めを辞め、無期転換の権利⁴を行使できるようにすべきです。

これからも、個人が困っている問題を部局で解決できるよう、組合が協議の場を準備する役割が出てくるだろうと思います。

(4) 三六協定(残業協定)協議について

2023年3月6日、4事業場(箕面, 豊中, 吹田, 附属病院)の過半数代表者と大学との間で労使協定に関する協議が開かれました。

三六協定の内容は前年度と同じです。すなわち、2023年度の時間外労働時間の上限は、月45時間、年360時間、特別条項として「臨時的な」場合に限り、月80時間、年間450時間となります。

前述のように、この協議の場で、非常勤講師の過半数代表が出席し、雇止めの問題が議論され、団体交渉につながりました。本来三六協定の協議の場は、そんな態度では協定締結に応じない、と三六協定をテコにして、要求を飲ませる機会となります。過半数代表者を組合の委員長が務める優位性を探り、非常勤職員や非常勤講師の過半数代表者の選出方法も検討していきましょう。

2. その他のとりくみ

(1) 歓送迎会

歓送会について

2023年度末で、加藤均さん、米田信子さん、斉藤康則さんが退職されました。ご都合をお聞きした上で、送別会は行わず、記念品のみを贈呈しました。送別会は、退職者の大学人としての半生をお聞きする貴重な機会です。退職者にとって3月は忙しい時期になるので、その他のレクリエーションなどの機会にお誘いして、お話を聞かせていただこうと思います。

⁴ 今でも、無期転換の権利を行使すると、「辞めさせられない」ので、困ったことになる、と常勤の教員の教務担当が誤解しているところがあります。授業は単年度で実施され、非常勤講師の雇用も1年(半年)単位となります。言い方を変えると、運営費交付金が削減され、ある授業を開講しないことになれば、その授業を担当する非常勤講師は新年度雇用されることができません。無期転換の権利が生じても、現状と何も変わらないということを理解しましょう。

齊藤さんは再雇用で大学に残り、現在も組合員として選挙管理委員を務めていただきました。

コロナ禍で歓迎会を開かずに来ましたので、この総会に参加していただいて、二次会を歓迎会に変えたいと思います。

(2)レクリエーション

川を渡る旅ー水都大阪を歩く午後

開催日:3月24日(日)と5月11日(土)



この企画が、レクリエーション担当の2人が、私費でロケハンまでして、ディープ大阪 大正区を楽しむために、綿密に考えた企画でした。

しかし、3月24日は、相当な悪天候が予想されたため、企画を変更し、川を渡らないで、シンガポール料理を楽しむ会(大丸梅田14階のシーフード・リパブリック)としました。箕面組合から6人、豊中地区過半数代表ネットワークの教員1人、阪大組合2人が参加しました。



5月11日は、今度こそ、川を渡りましょう!という企画で、箕面組合から人が参加し、安治川、川を渡る企画が実現しました。その後、ヨルダン料理の店でアラブの専門家の蘊蓄を聞きながら、パレスチナに心を馳せました。



執行員自身のこだわりの企画は、本当にこのメンバーでしか楽しめない貴重な学びの場でもあります。次年度も楽しい企画を考えていきます。皆さんもご意見お待ちしております。

(3)他の組合との情報交換

4過半数代表(豊中・吹田・附属病院および箕面)は、近年密な意見交換を行い、連名で要望書を出すなど協力を続けています。本年度も、三六協定協議に関する情報共有などで協力をしました。また大阪大学教職員組合と、関西圏大学非常勤講師組合とは、非常勤講師問題で情報を共有し、共同で団体交渉を実施しました。

以上、前年度の議案書と同じです。さらに、レクリエーションを他地区の過半数代表者、阪大組合、言文組合にお誘いし、参加していただき、有意義な交流の時間を持つことができました。これからもお互いのレクリエーションに参加しましょう、と話し合いました。

(4) 箕面地区労働者過半数代表者の交代と選出方法

箕面地区の労働者過半数代表者の原真由子さんが執行部のメンバーになることから3月末までに過半数代表者を新しく選出することになりました。任期は、2024年4月から2025年3月末までです。

2月に作業を始め、過半数代表者から立候補を募り、今岡良子さんが立候補し、立候補者に対する同意書を集めることにしました。教員は参加者が最も多い教授会で同意書を配布し、また、google formによる同意書の送付をお願いし、職員と非常勤職員については庶務係長に同意書の配布と改修方法をお任せしました。非常勤講師及び非常勤研究員に対しては、すでに授業が終わっている時期でしたので、庶務係より非常勤講師のメールアドレスのメーリングリストを受け取り、メールで依頼することになりました。3月末で、同意書数が過半数を達しました。

表1 2024年度 箕面地区過半数代表者同意書数

| | 人数 | 同意書数 |
|--------------|-----|------|
| 常勤教員 | 148 | 121 |
| 常勤職員・非常勤職員 | 57 | 53 |
| 非常勤講師/非常勤研究員 | 305 | 89 |
| 計 | 510 | 263 |

このデータは、5月末に google form を締切った時の数値です。

職員の中に、図書館職員やエコレンジャーは含んでいません。

次回の過半数代表者の選出のための申し送り

- ・事務が協力してくれるので、打ち合わせを早めに始めた方がいい。
- ・毎日大学に通勤する常勤職員、非常勤職員の同意書集めは非常にスムーズで、庶務係長が1日で済ませてくれます。

- ・常勤の教員は、教授会の日に徹底して紙の同意書を集めて、欠席者には何度も Google form を送ること。あるいは、その前の年に、挙手という方法を取りましたが、それでもいい。
- ・外国人特任教員は、専攻語に組合員がいれば、お願いすると早い。
- ・授業期間が終わってしまった時点で非常勤講師、外国人特任教員と連絡を取るのには非常に難しい上に、過半数代表者の選出とはそもそも何なのかということの説明することが困難です。また、次年度、契約が終わった非常勤講師、クーリングの導入などで続けて授業を担当しない非常勤講師、非常勤研究員もいるので、協力を得ることが難しい。
- ・したがって、選出の作業そのものは、年末から年始の期間に設けることが望ましい。

第1号議案 組合費割引について

現在、新規入会者について、1年間の組合費を割り引くキャンペーンを実施しています。条件は以下のとおりですが、新規組合員勧誘のために、2024年度もこのキャンペーンを引き続き実施したいと思います。

キャンペーン内容 非常勤教職員は、一年間組合費無料
 任期制の教員は、一年間、一ヶ月 500 円
 ※加入の月から1年間、該当する職種にある場合

第2号議案 来年度の活動方針

(1) 使用者との交渉について

- ① 組合執行委員が箕面地区労働者過半数代表を兼ねる方法を踏襲し、団体交渉権をもった労働者過半数代表者となります。
- ② 教職員の雇用と労働条件を守るため、大阪大学教職員組合、言文組合、関西圏大学非常勤講師組合等との連携をさらに進めていきます。
- ③ 大学全体に共通する問題に関して、4事業場の過半数代表者との連携で大学に働きかけます。
- ④ 学生や非常勤講師も含めたキャンパスの安全や衛生の問題は、過半数代表者が任命した労働者代表委員を通じて、安全衛生委員会で協議を重ねていきます。

(2) 具体的な取り組み

- ①事務補佐員の5年雇い止めを廃止するよう、引き続き大学に求めています。また、当事者である事務補佐員が組合に加入し、要求実現に向けてともに活動できるように努力します。
- ②外国学図書館との繋がりを深め、箕面キャンパス全体の課題の解決に取り組みます。
- ③非常勤講師組合との情報交換・協力を続けながら、非常勤講師の公募制度、雇い止めの問題に取り組みます。
- ④その他、教員の労働時間、箕面キャンパス教職員の通勤手段などの諸課題についても、引き続き検討・要望を重ねていきます。

(3) 組合活動について

- ①組合への加入をよびかけ、箕面地区教職員の労働環境・労働条件について、より多くの当事者が声を上げ、活動に参加して要求実現できるように努力します。
- ②組合員の歓送迎会やレクリエーションなどの企画を行います。また、阪大組合や言文組合など、本学の他組合と情報共有や人的交流をさらに進めていきます。

《2024 年度執行委員》

岡本真理、藤原克美、今岡良子、鈴木慎吾、酒井裕美です。

《2024 年度役員》 総会までに役割分担できるよう努力します。

執行委員長

副執行委員長

書記長

会計

レクリエーション担当

会計監査: 依田純和、井上直子

第3号議案 来年度の予算案と今年度の決算報告書

(別紙参照)

統合時の資料(振り返りのために)

資料1「大阪大学総長と大阪外国語大学学長との統合に際しての確認事項」7項目

- 1 専攻語教育の質を低下させることのないよう25専攻語⁵の教育体制を保持する。
- 2 専攻語教育に必要な外国人招へい教員⁶、外国人教師⁷は確保するように務める。ただし、外国人教師については、平成21年度を目処に外国人招へい教員への切り替えを行う。
- 3 専攻語教育に必要な非常勤講師は確保するように務める。ただし、外国語学部の非常勤講師総数については教育の負担割合を勘案して見直しを行うものとする。
- 4 世界言語研究センターの教員は55名、言語社会専攻の教員は30名を基準数とする。ただし、統合時、世界言語研究センターは58名、言語社会専攻は35名とするが、基準数を上回る数については解消していくものとする。
- 5 共通教育については、カリキュラムを全学で一元化するとともにキャンパスの一元化を目指す。
- 6 統合前の大阪外国語大学の専任教員の定年年齢は当分の間満65歳とする。

⁵ 中国語、朝鮮語、モンゴル語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、アラビア語、ペルシア語、トルコ語、スワヒリ語、ロシア語、ハンガリー語、デンマーク語、スウェーデン語、ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、日本語の25専攻語

⁶ 国立大学法人化後の外国人の教員の身分

⁷ 国立大学時代に招かれた外国人の身分

7教育研究基盤公費等の配分は大阪大学の文系の研究科ないしセンターと同様とする。

資料2:「大阪大学箕面地区教職員組合 2008 年度定期総会議案書」

1) 10/19 に協議が始まるまでのトラブル

- ① 大阪外大使用者からの就業規則の説明会2回 「時間がない」
- ② 事業場の考え方の違い
大阪外大:働いている場所、新旧2つのカリキュラム
大阪大学:指揮命令系統
労働者の範囲、過半数代表者の選出母体の違い
- ③大阪外大使用者と協議をしても、当事者能力を失った状態
- ④協議が滞り、残業協定など締結しないまま、統合を迎える。
- ⑤大阪外大労働者は従来通り、署名を集めて、10/1 労働者の過半数代表者を選出するが、大阪大学は認めないで、大阪大学の選出方法で選挙を実施しようとする。
- ⑥10/19 阪大使用者との協議が始まる。
<過半数代表者が不在のままでは残業を行うことができないので>

2) 統合時の不利益変更

- ①病休 無給休暇になった。時間単位で取得できなくなった。
- ②休憩時間 50分から45分になった。
- ③教員の定年 65才から63才になった。
<今は、65才になったが、ボーナスカット>
- ④産休 無給となった。共済から賃金の70%支給
- ⑤外国人の教員の帰国旅費 外国人の身分が、特任教員となり、
帰国旅費が支給されなくなった。
<部局から支出するようになった。
外国人特任教員は、助教か、講師で募集するようになった。>
- ⑥駐車場 無料から有料へ
<キャンパス移転により駐車場がなくなった。>

その他 変化したこと

①非常勤職員 交通費支給しない。

＜労働法に従い交通費支給するようになる＞

②非常勤講師は準委任契約とする。

＜労働契約を結ぶことになる。

しかし、無期転換は認めず、

クーリングという脱法行為を続け、公募制になった。＞